

令和2年4月1日

教員 各位

常葉大学学長 江藤 秀一
短期大学部学長 木宮 健二

今年度前期の授業実施の方法について（新型コロナウイルス感染症対応）

本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置として、文部科学省・元文科高第1259号(令和2年3月24日)「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」を踏まえ、今年度の授業開始を4月20日(月)からとすることにしました。

つきましては、下記のとおり「今年度前期の授業実施方法」をとりまとめたのでお知らせします。

なお、今後の感染症拡大等の状況によって対応を変更する場合は、改めて連絡いたします。

記

1. 今回の措置の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症抑止のための基本方針

学生・教職員の健康・安全を守ることはもとより、学内外への感染被害抑止を最優先する。そのため、行事の開催等に当たっては、厚生労働省が示す感染を拡大する次の3つの可能性「3つの密－感染拡大3条件－」が同時に重なることのないよう十分留意する。

- i) 換気の悪い密閉空間
- ii) 多数が集まる密集場所
- iii) 間近で会話や発声をする密接場面

首相官邸ホームページ (<https://www.kantei.go.jp/>)

厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

- (2) 令和2年度前期の授業開始日を4月8日(水)から4月20日(月)へ変更する。
- (3) これらの措置に合わせて、アカデミックカレンダーの一部を変更する。
- (4) 今回の措置に関する発表は大学公式Webサイトで行う。学生にはポータルサイト等で周知する。

2. 授業・定期試験等について

(1) 留意点

i) 時間割について

教室等を用いての授業開始を4月20日(月)とし、以降は、時間割で示されている曜日・時限に所定の教室等で授業を行う。

ii) 授業時について

○発熱等の風邪症状または体調不良の場合は、授業へは出席をしないよう指導すること。

- 教室では可能な限り座席（前後左右）は間隔を空けて座らせること。
- 換気のできる教室では、窓やドアを開放すること。また、休憩時間はすべての窓を開放し換気を行うこと。
- 教員・学生に関わらず、教室へ入室する際は入口に備え付けの消毒液で手指の消毒を行うこと。
- 教員・学生に関わらず、マスクを着用すること。
- 出席を必ず取り、欠席者を把握すること。
- 座席指定で授業を実施すること。（危険防止）
- 前期においては、対面でのディスカッション等の学習活動は極力実施しないこと。（感染予防）

iii) 学生が体調不良で授業を欠席するとき

- 体調不良により欠席するときは、必ず大学へ電話連絡するよう学生に指導すること。

電話番号：草薙 C 054-297-6100

瀬名 C 054-263-1125

水落 C 054-297-3200

浜松 C 053-428-3511

- 体調回復後に授業担当者へ「体調不良による欠席届」を提出するよう学生に指導すること（「体調不良による欠席届」（参考資料）は大学ホームページからダウンロード、あるいは教務課で学生に配布）。なお登校再開にあたっては十分な時間を取って慎重に経過観察をすることを学生には周知しているため、その点に配慮すること。

- 体調不良により欠席した授業に関しては出席扱いとする。

(2) 授業実施における配慮事項

- i) 教室等での講義・演習・実験・実習・実技は、上記の留意点に配慮した上で実施する。
- ii) 体調不良により欠席した学生への対応例
 - 学習内容を深め、発展等させることにかかわるレポート課題を課す。
 - 90 分の講義時間に相当する学習の指示・課題を提示し、その成果を確認する。ただし、90 分の講義相当の時間で完結できる内容に留めること。
 - あるいは上記 2 つの組み合わせによる課題提示を行い、その成果を確認する。等

(3) 定期試験

- i) 定期試験はアカデミックカレンダーの試験日程（7 月 30 日（木）～8 月 5 日（水））で実施する。
- ii) 試験実施に当たっては、「3 つの密」が同時に重なることのないよう十分配慮する。

(4) 履修登録までのスケジュール

【草薙 C・瀬名 C・水落 C】

- i) 履修登録期間 (Web) 4 月 8 日（水）9：00～4 月 13 日（月）23：59
- ii) 履修登録変更期間 (Web) 4 月 20 日（月）9：00～4 月 26 日（日）23：59
- iii) 履修登録確認期間 4 月 29 日（水）9：00～4 月 30 日（木）17：00

【浜松 C】

- i) 履修登録期間 (Web) 4 月 8 日（水）12：00～4 月 13 日（月）17：00
- ii) 履修登録確認・変更期間 (Web) 4 月 20 日（月）9：00～4 月 24 日（金）23：59

(5) 授業開始日(4月20日)までの学生のキャンパス利用等について

- i) 特段の事情がない限りは、授業開始日前のゼミナールや研究室の単位で、学生を学外活動に参加させることは認めない。
- ii) 自習や窓口での質問・相談等のために、学生が大学に登校することを妨げるものではない。

参考資料：体調不良による欠席届

令和 年 月 日

体調不良による欠席届 (静岡キャンパス)

先生

<学部> 教育学部 外国語学部 経営学部 社会環境学部 保育学部 造形学部 法学部 健康科学部	<input type="checkbox"/> 初等教育 <input type="checkbox"/> 英米語 <input type="checkbox"/> 経営 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 造形 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 看護	<input type="checkbox"/> 生涯学習 <input type="checkbox"/> グローバルコミュニケーション <input type="checkbox"/> 心理教育 <input type="checkbox"/> グローバルコミュニケーション <input type="checkbox"/> 国際言語文化研究科 <input type="checkbox"/> 環境防災研究科 <input type="checkbox"/> 初等教育高度実践研究科	<短大部> <input type="checkbox"/> 日本語日本文学 <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 専攻科音楽
---	---	--	---

学籍番号 _____ 氏名 _____

欠席日又は期間	月 日 () ~	月 日 ()	
曜日・時限	曜日	時限	
授業科目名			
欠席理由	熱 咳 のど だるさ その他()		

常葉大学・常葉大学短期大学部 教務部 教務課
 ※ 体調回復後1週間以内に科目担当者に提出すること。

3. 問い合わせについて

本件に関する問い合わせは、各キャンパスの副教務部長または教務課へお願いします。

<問い合わせ先>

草薙・瀬名 C 教務課

TEL 054-297-6133

E-mail kyoumu@sz.tokoha-u.ac.jp

水落 C 教務課

TEL 054-297-3202

E-mail mz-kyoumu@sz.tokoha-u.ac.jp

浜松 C 教務課

TEL 053-428-7728

E-mail kym@hm.tokoha-u.ac.jp

<資料>

文部科学省・元文科高第 1259 号（令和 2 年 3 月 24 日）

「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について（通知）」抜粋

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

1. 大学等における感染拡大の防止について

- ・ 「3つの条件が同時に重なる」ことがないように対策を行い、学修機会の確保に留意する
- ・ 学生又は教職員の感染が判明した場合、臨時休業の実施、規模及び期間を判断する
- ・ 感染者が発生した場合、文部科学省に報告する
- ・ 補講・追試の実施やレポートの活用による評価等、学生の不利益が生じないように配慮する

2. 学事日程等の取扱いについて

- ・ 学修時間の確保を前提に、10 週又は 15 週の期間について弾力的に取扱う
- ・ 授業計画を変更しても構わないが、学生に対する丁寧な説明を行う
- ・ 定期試験に限らず、レポートの活用など適切な評価手法を選択できる
- ・ 学則の変更を要しない学事日程の変更は文科大臣への届出を要しない

3. 遠隔授業の活用について

- ・ 面接授業に代えて、テレビ会議やオンライン教材を用いた遠隔授業を実施してよい
- ・ 面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、面接授業の修得単位として取り扱ってよい
- ・ 遠隔授業は学内の十分な理解の下（関係部署の緊密な連携）で取り組む

※「4. 授業料等の学納金に係る取扱いや学生の修学支援について」「5. 留学生にかかわる配慮」は省略

6. 学生に関する配慮について

- ・ 手洗いや咳エチケットなどを徹底させ、拡大防止への理解、リスクを高める「3つの条件が同時に重なる」環境での行動を抑制する
- ・ 教室等の利用を短時間にする、一斉に利用しないなど工夫する
- ・ 課外活動における実施の仕方を工夫する

文部科学省・厚生労働省事務連絡（令和2年2月28日）

「新型コロナウイルス感染症の発生の伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」抜粋

https://www.mext.go.jp/content/202000302-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

- 年度をまたいで実習を行なって差し支えない
- 実習に代え、演習又は学校内実習等を実施し、知識及び技能を修得することにより
- 実習中止、休講等により、授業の実施期間が短縮された場合でも、必要な単位もしくは時間を履修し、卒業した者については国家試験の受験資格が認められる
- 教育内容の縮減を認めるものではなく、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう配慮をする